

第25回

秋田市都市計画審議会議事録要旨

開催の日時 平成21年 2月20日（金）午前10時～11時40分

開催の場所 秋田市役所正庁

委員の定数 20人

出席委員 16人

議 事 議案第1号 秋田都市計画火葬場の変更
秋田市斎場（秋田市決定）

議案第2号 秋田市景観計画
（意見聴取）

議 事 議案第1号 秋田都市計画火葬場（秋田市斎場）の変更
（秋田市決定）
議案第2号 秋田市景観計画（意見聴取）

審 議 内 容

会長 これより審議に入る。
議案第1号について幹事より説明をお願いします。

幹事 （議案第1号の内容を説明）

会長 幹事から説明のあった議案第1号について質問ないか。

委員 今回は面積を6,100㎡から14,300㎡と約2.3倍に変更したいとのことである。1日の最大火葬数も18体から27体が増えるようだが、現在は1日あたり何体の火葬件数があり、今後はどのように推移すると予測しているのか。そういった細かい検討があって施設の規模を設定していると思うが、そのあたりをお聞かせ願いたい。

幹事 施設の規模は平成42年の火葬数の推計値を基に計画しており、1年間に約4,600件を想定している。

委員 現在の1年間あたりの火葬件数は何件か。

関係課職員 平成19年度の年間火葬件数は、3,211件である。

委員 現在の火葬件数から見ると、過大な計画ではないか。

幹事 先程説明したように、平成42年の予想火葬件数を基に施設の計画をしているため、現在の火葬件数から見ると多い。

委員 市の厳しい財政状況を考えると、現在必要な規模の施設を新たに計画し、その後需要が増えた段階で、既存の施設を改修するなどして対応した方がよいのではないか。そのあたりの経済的な検討をしての計画なのか。

幹事 火葬炉の耐用年数が約20年であり、現在の施設は26年を経過しているため、全面的な改築が必要である。

委員 今は子供の数も少なく、人口は増えないのではないか。

幹事 確かに将来人口は減少傾向にあると想定しており、65歳以上の高齢人口も30%を超えることが、火葬件数の増加の予測につながっているものと思われる。

委員 雄和の火葬場はなくなり、外旭川の火葬場に集約するということがようだが、現在、雄和の火葬場の利用状況はどうなっているのか。雄和から火葬のため外旭川へ来るにはかなり距離がある。雄和と外旭川にある2つの火葬場のあり方についての審議がされないままの決定は少し早いような気がする。自分は市民委員であり、市民を代表して審議をしているつもりである。この変更内容に市民の皆さんが納得してくれるか少し心配である。

関係課職員 平成19年度の雄和火葬場の利用件数は160件である。また、外旭川の火葬場から雄和地区の最も離れた区域までの距離は約40km程あるが、都市計画道路の整備も進んでいることから、アクセスは悪くないと考えている。建物については市内全域からの利用を想定した規

摸としている。

委員 火葬需要の増加に対応するため、火葬場を変更することに異論はないが、これまでの火葬件数の推移や、今後の予測値などの資料を示さずに審議しろというのはあまりにも乱暴ではないか。

関係課職員 火葬件数の推移は平成16年度は2,949件、平成17年度には3,000件を超え、平成19年には3,211件となっている。20年後の平成42年の推計値は4,643件を見込んでいる。

会長 変更のための裏付けとなるような資料がある場合、今後は議案書に添付し、審議会に諮られるよう事務局に願います。
他に意見はないか。
意見がないようなので議案第1号について異議なしとしてよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 それでは議案第1号に対し、異議なしとして答申する。
引き続き議案第2号を審議する。事務局から説明をお願いします。

幹事 (議案第2号の内容を説明)

委員 49ページの地域別基準に、中央地域の「太平山への眺望」や西部地域の「大森山への眺望」など眺望について基準が設けられているが、眺望は範囲が広いので、コントロールが難しい。中央地域の「太平山への眺望」では「眺望景観を阻害しないよう高さを工夫する」とあるが、実際にどのように規制誘導していくのか。

幹事 これまでも、建物の高さが問題になったことはあるが、地域でのルールがなかったため、防ぐことができなかったということがあ
る。本計画では、地域の取り組みにより、建物の高さについても基準を設けることも可能とする仕組みを整えている。

委員 55ページに屋外広告物の景観形成基準が定められている。屋外広告物は目立つものであり、景観に影響が大きいので、難しいだろうけれど、規制が必要かと思う。基準の内容は定性的なものであり、あまり強い規制ではないようだが、これからの議論により、高さなどを厳しく制限できるということだろうか。
地域の取り組みにより、それらの規制等も可能になるということ
で、そのための仕組みの推進もよろしく願います。

幹事 本計画策定のきっかけは、まちづくりの現場の問題として、景観法の制定により、法を活用していない地域では、司法による救済がされにくくなってきたという状況が挙げられる。また、本市では現在、景観計画区域内において活用できる法の制度を、市民が活用しなくてもできないという状態にある。そこで、少なくとも景観計画をつくり、その状態を脱出することが必要である。基準等については、現在の景観が悪化しないための最低限のものとしているため、必ずしも十分とはいえないところもあると思うが、まずは計画を策定することを優先したい。本計画は成長型としており、今後、地域の取り組み等を取り入れて、内容を充実させていきたい。

届出等の窓口業務でも、数値基準等の明確なものでなくとも、根拠となる基準や方針が計画に載っていると、誘導や指導の効果が違ってくる。そういった理由からも、基準を定めている。

補足として、平成20年7月に全市を対象として実施した「景観に

関するアンケート調査」では、建物よりも緑に対して市民の意識が高いという結果が出ている。そのため、本計画では緑に関する項目を充実させている。

委員

アメとムチという観点からこの計画を見ると、ムチとしては基準といったルールがあるが、これらを守ってもらうため、罰則となると難しいかとは思いますが、何か仕組みを用意しているのか。

アメとしては支援があるが、お金を抜きに語ることはできない。予算の確保など、現時点で話せる範囲でいいので、教えてほしい。

幹事

44ページの表を見てほしい。真ん中の列が、本計画策定による規制であり、大規模行為に該当する物件は届出が必要であり、届出から30日間の景観法に基づく着手制限がある。景観形成基準に不適合の場合は、法に基づく勧告、自主条例に基づく事実の公表がある。

また、法により30万円以下の罰金に処することが可能となっている。なお、景観法では、その気になれば、条例を改正することにより、建築物の意匠等に対し是正命令を行うこともでき、是正命令に従わない場合は50万円以下の罰金に処することが可能である。

支援に係る予算については、来年度予算がまだ確定していないが、予算に盛り込むこととしている。

委員

都市計画上、建物の高さが重要であると考えている。この計画では、高さ10mを超える建物などは届出が必要としているが、地域ごとに高さの基準があるべきではないか。

富山市を例に挙げると、高さ制限なしの中心地、高さ23mまで（約7階建て）の地域、高さ13m（約4階建て）の地域の3つのゾーンに市域を分けている。とてもわかりやすく良い。

高い建物がどんどん建ってしまうと、景観が阻害されて良くないため、秋田市でも、7地域ごとになるのかはわからないが、前もって地域の基準を設け、市が、まちをこうしたい、高さをこうしたいというリーダーシップをとっていく必要があるのではないかと。

幹事

建物の高さなどは、人の財産という話にもなってくるし、また、制限をかけたとしても、地域の人達が守らなければ有効に機能しないことから、その地域の住民合意が必要不可欠である。

策定時点では景観の悪化を防ぐ最低限の基準を設けているが、計画の充実により、高さ等の制限を設けることも考えられる。

委員

高さは、用途地域による高さ制限に適合しているなど、景観法以外の法律で良しとされたものもある。また、富山市のように市域をゾーンに分け、例えば中心地の高さ制限をなくした場合、秋田市には中心地に千秋公園があり、ここからの太平山への眺望が阻害されることも考えられる。このように、景観だけで規制していくことは難しい。

景観の面からのみで高さをコントロールするのではなく、都市計画の面からと併せて検討していくことが望ましい。

幹事

景観を議論するとき、高さはわかりやすいものであるため、本計画策定に向けた景観ミーティングや景観アンケートなど市民の意見を聴く機会の中で、高さの話が出てくるだろうと予想していたが、結局、高さについては議論が出ず、本計画での基準化には至らなかった。

本計画は成長型であり、今後必要な地域で高さ制限等を導入できるよう、第3編の仕組みにより市民に働きかけていく。

先進例の小田原市では、小田原城からの眺望景観を守ろうという市民の取り組みが景観計画に反映されているが、本市ではまだ、景

観の視点から高さを制限するという意識が市民に醸成されていないと認識している。

委員

31ページの北部地域の地域別方針の「秋田港周辺」に工業地景観という表現があり、工業地景観は人によって捉え方が様々であると思うのだが、どのように捉えたのか教えてほしい。工業地景観でうらおいを感じるのでは難しいし、工場などの無機質感や、そういったものに土地が活用されているという活性化された雰囲気を感じるというのもあるのではないか。主観になるが、セリオンから工業地を見下ろすと、そういった無機質感や活性化を感じるところが魅力かと思う。

幹事

工業系の土地利用がされている景観として工業地景観と称しており、ご指摘の通りどのようにすることが良いとは一概には言えないため、市民が緑を重要と感じていることから、周辺の道路を歩く人などが緑のうらおいを感じられるように方針を定めている。北部地域の秋田港周辺の工業地景観についても、道路から景観を捉え、配慮として記載している。

委員代理

4ページのアンケート結果を見ると、観光に関する評価が低い。この計画では歴史的な建築物などを挙げられているが、単体だけではなく、周辺も含めて、観光としても活かしていくべきではないか。

齋藤幹事

市民意見公募でも同様の意見が得られたことから、67ページに「観光施策との連携」という項目をつくり、市の観光施策と連携し、景観資源を観光にも活かしていきたい。

会長

ほかに意見はあるか。無いようだが、委員の皆さんは建物の高さが一番気になっているようである。
今後、この景観計画を運用するにあたっては、建物の高さについて十分配慮していただくということで、この原案の内容については、異存なしとして答申してもよろしいか。

各委員

異議なし

会長

異議なしの声が得られたので、そのように答申する。

以上